

企画競争実施の公示

平成29年10月27日

近畿地方整備局長 池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 無電柱化推進広報業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

1) シンポジウムの企画・運営

無電柱化の推進について、広く一般の方へ広報するためにシンポジウムを企画・運営するものである。

開催時期：平成30年3月（予定）

開催場所及び回数：大阪市内において1回

なお、詳細については、受注者からの提案事項とする。

2) 新聞広告の掲載

無電柱化の推進について、広く一般の方へ広報するために新聞掲載するものである。

掲載時期：平成30年3月（予定）

掲載段数及び回数：全5段（モノクロ）1回

掲載エリア：近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

掲載対象紙：地方紙を含む一般紙の新聞各紙を組合せ、各府県内の総発刊数の50%以上を目安に朝刊へ掲載する。

掲載内容：発注者から貸与又は提供された写真、図表等の素材を使用し、無電柱化の意義を一般の方が理解できるように紙面を工夫し、掲載する。

(3) 履行期限 平成30年3月30日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指

名停止を受けていないこと。

(4) 配置予定管理技術者に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

- ・同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）が発注した道路の広報におけるシンポジウム企画・運営又は新聞広告掲載の業務
- ・類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）が発注した公共事業の広報におけるシンポジウム企画・運営又は新聞広告掲載の業務

(5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

- ・同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）が発注した道路の広報におけるシンポジウム企画・運営又は新聞広告掲載の業務
- ・類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）が発注した公共事業の広報におけるシンポジウム企画・運営又は新聞広告掲載の業務

(6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

注1) 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条で定める法人に加え、国土交通省所管のその他の独立行政法人及び地方共同法人日本下水道事業団をいう。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係
電話06-6942-1141 FAX06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成29年10月27日から平成29年11月8日までの土曜日、日曜日、
祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は
3.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成29年11月8日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。ただし、持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分までに持参すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。